

平成21年4月7日 京都府知事指定

都市計画法第34条第14号及び同法第42条第1項ただし書並びに同法施行令第36条第1項第3号ホに基づく開発審査会付議基準15の規定により、市街化調整区域において自己の用に供する専用住宅又は第一種低層住居専用地域内に建築することができる併用住宅を建築する目的で行う開発行為又は建築行為を行うことができる土地の区域を次のとおり指定した。

なお、その関係図書は、京都府建設交通部建築指導課及び京都府中丹西土木事務所建築住宅室において縦覧に供する。

指定した区域の名称	指定した土地の区域
奥野部地区	福知山市字奥野部の一部
大門地区	福知山市字大門の一部
下天津地区	福知山市字下天津の一部
勅使・牧地区	福知山市字上天津の一部、字牧の一部
波江・牧地区	福知山市字上天津の一部、字牧の一部
正坂地区	福知山市字正後寺の一部、字坂室の一部
多保市・岩崎・池田・三俣・堀越・生野・上野・萩原地区	福知山市字多保市の一部、字岩崎の一部、字池田の一部、字三俣の一部、字堀越の一部、字生野の一部、字上野の一部、字萩原の一部
野間仁田・下地・中地・後正寺地区	福知山市字宮の一部、字大内の一部
笹場地区	福知山市字田野の一部
口田野地区	福知山市字田野の一部
大内山田地区	福知山市字大内の一部
岩間地区	福知山市字岩間の一部
私市・報恩寺地区	福知山市大字私市の一部、大字報恩寺の一部
印内地区	福知山市大字印内の一部

凡例

指定対象

既存集落指定区域

市街化区域

1:58,000

